

事務連絡
令和4年4月26日

一般社団法人 全国自動車標板協議会事務局長 殿

国土交通省自動車局自動車情報課OSS企画班長

新型コロナウイルスの流行による自動車生産遅滞に対する
OSS申請への対応について（延長）

現在、「新型コロナウイルスの流行による自動車生産遅滞に対するOSS申請への対応について（令和4年2月18日事務連絡）」に基づき、警察署長からの車台番号照会后30日以上経過し、車台番号が確定した場合にも申請を却下しない運用を行っているところです。

今般、様々な社会情勢の影響による長期的な半導体不足や部品提供の停止により、自動車生産工場の停止措置に伴う自動車生産の遅れが生じ、車台番号照会后30日以内に車台番号を確定することが困難な事例が引き続き発生していると自動車販売業界より報告があったことから、令和4年4月28日をもって終了する救済措置期間を、当面の間、延長いたします。

なお、上記の変更に伴い、希望番号予約済証について有効期限（30日）を超過する可能性があることから、令和4年4月28日以降に有効期限が満了する当該予約済証についても、当面の間、却下しない取扱いを各地方運輸局等あて通知したところです。

今般、希望番号予約済証の内、有効期間の満了日が令和4年4月28日以降の予約済証については、予約期間満了後の失効標板を当面の間、各交付代行者にて保管いただけますようお願いいたします。